



評 定 書 (工法等)

申込者 明治鋼業株式会社 代表取締役社長 井上 雄太 様

件 名 明治合成スラブ (アデバル A デッキ)

令和 5 年 12 月 15 日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和 11 年 4 月 15 日までとします。

令和 6 年 2 月 16 日



記

1. 評定申込事項

本評定は、デッキプレート鋼板にエンボス加工を行い、コンクリートと鋼板とを有効に一体化する措置を行った合成スラブ構造であり、本構造が平成 14 年国土交通省告示第 326 号に定める「デッキプレート版」に適合することについて評定の申し込みがなされたものである。

2. 評定の区分

更新

3. 評定をした工法等

別紙 1 のとおり

4. 評定の内容

(1) 方法

本評定は、鋼構造評定委員会（委員長：田淵基嗣）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 審査内容

別紙 2 のとおり

5. 備考

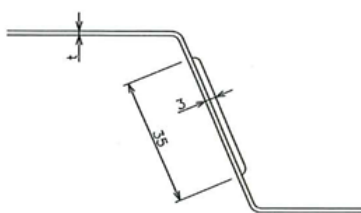
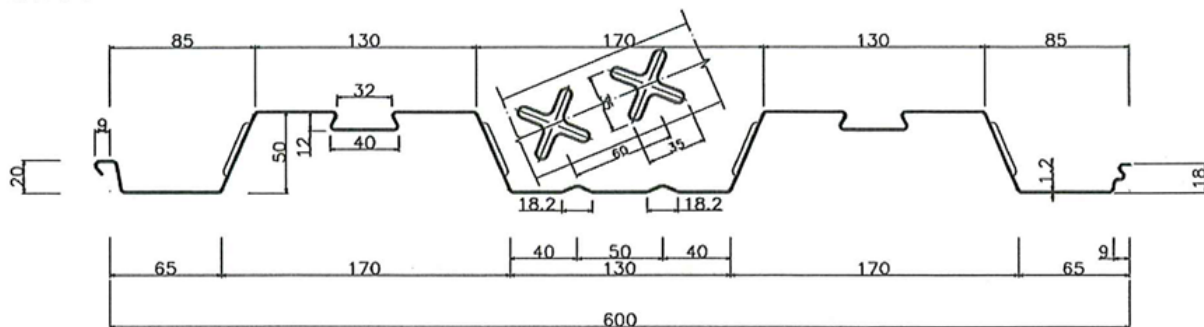
本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。

(1) デッキプレートの種類

明治アデバルAデッキ

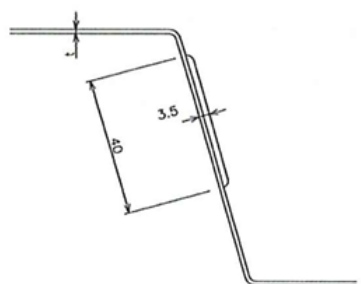
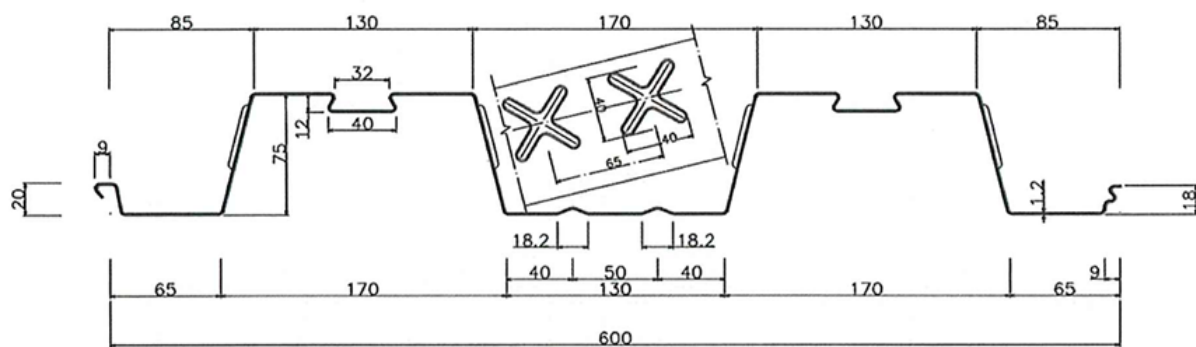
単位(mm)

MA50



3.0はエンボス深さ及び板厚を示す。

MA75



3.5はエンボス深さ及び板厚を示す。

(2) デッキプレートの材質

建築基準法第37条の規定に基づく平成12年建設省告示第1446号別表第1(ろ)に掲げられる「JIS G 3352 (デッキプレート)」に規定するSDP1T、SDP1TG、SDP2、SDP2GおよびSDP3に適合するもの。

(3) デッキプレートの板厚

板厚は1.0mm、1.2mmまたは1.6mmのものとする。

- (4) デッキプレートの寸法許容差及び重量計算方法
「JIS G 3352 (デッキプレート)」に規定する 5. 「寸法許容差及び重量並びに重量計算法」と同等とする。
- (5) デッキプレートの表面処理
表面処理を、溶融亜鉛—アルミニウム—マグネシウム合金めっきとした SDP1TG、SDP2G を含む。
- (6) コンクリートの種類
「JASS 5 鉄筋コンクリート工事」(日本建築学会)に規定された普通コンクリートまたは 1 種および 2 種軽量コンクリートとする。
- (7) コンクリートの強度
設計基準強度は 18、21、24 N/mm²とする。
- (8) コンクリートの厚さ
デッキプレート上面より 5cm 以上 10cm 以下とする。
- (9) スラブの配筋
コンクリート上面に溶接金網または異形鉄筋をかぶり厚さ 2cm 以上 3cm 以下で全面に配する。
- 溶接金網
「JIS G 3551 溶接金網及び鉄筋格子」に規定されたもののうち、線径 6 mm、網目寸法 150 mm または 100mm のものを使用する。
- 異形鉄筋
「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼」または「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼」に規定されたもののうち、SD295 および SDR295 で D10 以上を使用する。

1. 評定内容

本構造は、1.1～1.5に示す形状、材質を有する「明治合成スラブ」(アデバルAデッキ)を用いて、1.6～1.9に示すコンクリートを打設して形成される合成スラブ構造である。本構造は、平成11年12月に建築基準法旧第38条の規定に基づき、構造耐力上支障のないものであることが認定されているものと全く同じ構造である。申込みの適用範囲を適切に考慮した許容応力度計算が行われており、平成14年国土交通省告示第326号に定める「デッキプレート版」に適合したものである。

なお、本構造の合成効果は、正曲げ試験、負曲げ試験並びに2スパン連続支持加力試験等を含む一連の構造実験で確認されている。

今回は、評定内容に変更はないが更新の申し込みがなされた。

2. 検討内容

本評定の更新に際して特に検討された項目は以下の通りである。

1) 評定内容全体の見直し

以上より本件は、申込みの範囲において、妥当なものであると判断する。